

石巻市マンガクリエイター支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、マンガクリエイターの育成を図り、マンガ文化の情報発信、創作活動等を通じ、中心市街地の活性化と街なか交流人口の拡大を図るための取組を支援することを目的に、予算の範囲内で石巻市マンガクリエイター支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年石巻市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 第3期石巻市中心市街地活性化基本計画（令和2年3月30日内閣総理大臣認定）で指定された区域
- (2) マンガクリエイター 自身の持つスキルや能力の具現化をマンガの形式を用いて創作活動又はそれに類する活動を行う者で、漫画家、アニメーター、デジタルアーティスト、イラストレーター、声優等を目指すものをいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 石巻市内に主たる事業所がある事業者
- (2) 次に掲げる区域又は施設のいずれかを活用し、別表の補助対象事業の項に掲げる事業を実施する者

ア 中心市街地

イ 石ノ森萬画館

ウ いしのまきMANGAL a b. ヒトコマ

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は補助対象事業者としない。

- (1) 国及び法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とする者
- (3) 新聞、雑誌、電子書籍、SNS、動画配信サイト、アプリケーション、任意の施設その他ウェブサイトなどで公表前後の作品について著作権等を侵害する行為を行う者
- (4) 市税等の滞納がある者（徴収猶予を受けている場合を除く。）
- (5) 石巻市暴力団排除条例（平成24年石巻市条例第42号）第2条第4号に規定する暴力団員等
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が判断する者

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（消費税及び地方消費税は含まないものとする。以下「補助対象経費」という。）は、別表補助対象経費の項に掲げるものとする。ただし、同表補助対象外経費の項に掲げる経費については、補助対象経費としない。

2 補助金の額は、補助対象経費に別表補助率の項に掲げる補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、石巻市マンガクリエイター支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号付表1）
- (2) 収支予算書（様式第1号付表2）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付を決定し、その旨を石巻市マンガクリエイター支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更申請等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた事業の内容、経費の配分その他の事項を変更し、又は当該事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、石巻市マンガクリエイター支援事業補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

- (1) 補助金の額に変更がなく、補助対象経費の区分相互間において、いずれか低い額の20パーセント以内で経費の配分を変更すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、事業計画の細部を変更すること。
- 2 前2条の規定は、前項の承認をする場合について準用する。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、事業完了の日から14日以内又は各年度の2月末日のいずれか早い日までに、石巻市マンガクリエイター支援事業補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第4号付表1）
- (2) 収支精算書（様式第4号付表2）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、提出された書類を審査し、又は必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、石巻市マンガクリエイター支援事業補助金交付額確定通知書（様式第5号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助金は、前条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。
- 3 補助対象事業者は、補助金の交付を請求するときは、石巻市マンガクリエイター支援事業補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。
- 4 第2項の規定により補助金の概算払を受けた補助事業者は、前条の規定による確定通知を受けたときは、通知日から14日以内に補助金の精算をしなければならない。

（交付決定の取消し）

第 11 条 規則第 17 条の規定により、市長が補助金の交付の条件に違反したと認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、第 9 条に規定する確定通知書により通知した後においても適用があるものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、当該補助事業者に対し、その旨を通知するものとする。

(補助金の返還)

第 12 条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の返還を命ずるものとする。

(指導監督)

第 13 条 市長は、必要と認めるときは、補助対象事業者に対し、必要な報告若しくは資料等の提出を求め、又は必要な事項を指示することができる。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 9 月 29 日告示第 367 号)

(施行期日)

1 この告示は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の各告示に規定する様式により行われた処分、手続その他の行為は、この告示による改正後の様式により行われたものとみなす。

3 この告示の施行の際、この告示による改正前の各告示の規定により作成された様式の用紙で、現に残存するものは、必要な修正を加え、なお当分の間使用することができる。

別表 (第 3 条、第 4 条関係)

補助対象事業	補助対象事業者がマンガクリエイター人材の育成及び中心市街地活性化と街なか交流人口の拡大のために実施する以下の事業) 創作活動の場の提供 (原則受講料無料) 創作作品等に対する専門家からの指導 (直接又は間接を問わない。) 機会の創出 マンガ・アニメ関連学校と連携した事業 (出前講座) 等) 作品発表の場の提供 作品展示会開催、公式サイトを活用した作品発表等) 交流の場の提供 マンガ・アニメ好きが集まる交流会、トークイベント、セミナー等の開催) その他目的達成のために市長が認めた事業
補助対象経費	上記の事業に係る経費のうち、次に掲げるものとする。) 事業に従事する講師、演者、パネリスト等に対する謝礼、交通費、宿泊費

	<ul style="list-style-type: none">) 広報宣伝費) ウェブサイトの構築、保守管理、運営費用等) その他市長が特に必要と認める経費 <p>※ 国、地方公共団体等からの補助金収入は、補助対象経費から控除する。</p>
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none">) 間接経費（消費税その他の租税公課、収入印紙代、振込手数料、送料等）) 法令、条例等において設置等が義務化されている設備等に係る費用) 補助対象事業者の経常的経費（直接人件費、施設の運営経費等）) 交付決定前に発注・施工又は導入した設備等に要する経費) 一般的な市場価格又は事業内容に対し著しく高額な経費) その他、市長が適切でないと判断する経費
補助率	補助対象経費の2分の1以内